二　当該年度に実施された鯨類科学調査の実施年月日
三　当該年度に実施された鯨類科学調査の方法（鯨類の捕獲により行うものにあっては、捕獲した鯨類の種類及び頭数を含む。）
四　当該年度に実施された鯨類科学調査により収集された科学的情報
五　当該年度に実施された鯨類科学調査により得られた科学的知見
六　その他参考となるべき事項

2　法第七条第三項の規定による結果の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　鯨類科学調査の実施海域
二　鯨類科学調査の実施年月日
三　鯨類科学調査の方法（鯨類の捕獲により行うものにあっては、捕獲した鯨類の種類及び頭数を含む。）
四　鯨類科学調査により収集された科学的情報
五　鯨類科学調査により得られた科学的知見
六　その他参考となるべき事項

（指定鯨類科学調査法人以外の者による鯨類科学調査の実施）

第四条　農林水産大臣は、法第八条第一項の規定により鯨類科学調査を実施する主体（以下「実施主体」という。）としようとする者に対し、氏名及び住所（法人にあっては、その名称、住所、代表者の氏名及び事務所の所在地）を記載した書面並びに次に掲げる書類の提出を求めることができる。

一　その者が個人である場合には、住民票の写し及び略歴
二　その者が法人である場合には、定款、登記事項証明書、役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面並びに鯨類科学調査の実施に関する意思の決定を証する書面

2　農林水産大臣は、実施主体を決定したときは、遅滞なく、その旨及び期間をその者に通知するものとする。

第五条　法第八条第二項の規定による報告については、第三条の規定を準用する。

第六条　農林水産大臣は、実施主体が鯨類科学調査を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、実施主体に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2　農林水産大臣は、実施主体が前項の規定による命令に違反したときは、その者を実施主体としないこととすることができる。この場合において、農林水産大臣は、遅滞なく、その旨をその者に通知するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。